

令和3年1月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン、電気毛布に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
（うち電気あんか1件、ノートパソコン1件、電気毛布2件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 1件
（うち湯たんぽ1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) パナソニック株式会社が製造したノートパソコンについて

(管理番号：A202000771)

①事象について

パナソニック株式会社（法人番号：5120001158218）が製造したノートパソコンを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（バッテリー診断・制御プログラムの提供）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、充放電の繰り返しにより搭載バッテリーの劣化が進行して内圧が上昇すると、異物が存在していた場合に内部短絡を生じて出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018（平成30年）年3月28日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、翌29日に新聞社告を行い、同年6月12日から対象製品をお持ちの方に対し、バッテリー診断・制御プログラムの提供を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品事故（管理番号：A202000771）が上記リコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：機種（シリーズ）、製造期間、対象台数

機種（シリーズ）	製造期間	対象台数
CF-SX1/SX2/SX3/SX4 CF-NX1/NX2/NX3/NX4	2012年1月～2018年3月	669,569
CF-S10 CF-N10	2011年2月～2014年11月	219,030
CF-AX2/AX3	2012年10月～2016年10月	135,114
CF-C2	2012年10月～2018年3月	6,183
合 計		1,029,896

(注) SX4/NX4 の Windows10 プリインストールモデルは、バッテリー診断・制御プログラム対応済みのため、対象外です。

2018年（平成30年）3月28日からリコール（バッテリー診断・制御プログラムの提供の決定）

改修率：61.8%（2021年1月8日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020 年度	2	火災	2014 年度	0	—
2019 年度	2	火災	2013 年度	0	—
2018 年度	2	火災	2012 年度	0	—
2017 年度	4	火災	2011 年度	0	—
2016 年度	0	—	2010 年度	0	—
2015 年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202000771）は含まない。

<ノートパソコンの機種の確認方法>

ノートパソコンの機種は、本体の機種表示を御確認ください。

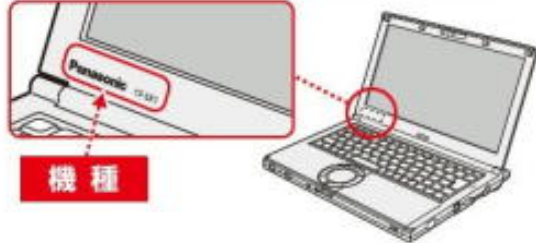
CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ



CF-NX1/NX2/NX3/NX4シリーズ



Panasonic CF-SX1/SX2/SX3/SX4
または
Panasonic CF-NX1/NX2/NX3/NX4



機種

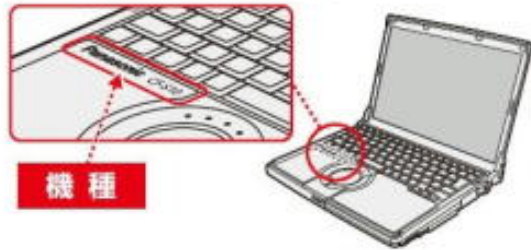
CF-S10シリーズ



CF-N10シリーズ



Panasonic CF-S10
または
Panasonic CF-N10

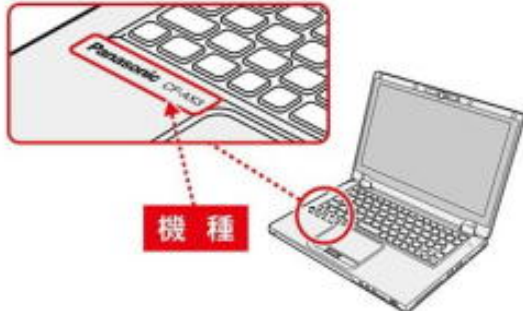


機種

CF-AX2/AX3シリーズ



Panasonic CF-AX2/AX3



機種

CF-C2シリーズ



Panasonic CF-C2



機種

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムをダウンロードし、実行してください。御不明な点は、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120(870)163

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://askpc.panasonic.co.jp/info/180612.html>

※同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムがダウンロードできます。

(2) サンコー株式会社が入力した電気毛布について (管理番号 : A202000772、A202000773)

①事象について

サンコー株式会社 (法人番号 : 3010001120157) が輸入した電気毛布を焼損する火災が2件発生しました。

当該製品の原因は、現在、調査中ですが、ヒーター線の固定に不備があったため、挟み込まれたヒーター線が互いに強い力で擦れ合っテショートし、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品 (下記③) について、事故の再発防止を図るため、2020年 (令和2年) 12月23日にウェブサイトにて情報を掲載し、対象製品について製品回収及び返金を実施しています。

③対象製品 : 製品名、型番、JANコード、販売期間、対象台数

製品名	型番	JANコード	販売期間	対象台数
おひとりさま用 着るこたつ	TKWKOHK3	4562331785675	2020年9月28日 ~ 2020年12月15日	10,860

2020年 (令和2年) 12月21日からリコール (製品回収・返金) を実施
回収率 : 26.9% (2021年1月17日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2020年度以降の事故 (消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの) は、本件2件のみです。

<対象製品の外観>



<対象製品の確認方法>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

サンコー株式会社 専用ダイヤル

電話番号：0120(000)348

受付時間：10時～18時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.thanko.jp/html/page319.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000711	令和2年12月16日	令和2年12月23日	電気あんか	CHP-002	コーナン商事株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大分県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月21日 平成26年5月20日から自主回収を実施
A202000771	令和2年12月23日	令和3年1月14日	ノートパソコン	CF-SX4EDJ5MW	パナソニック株式会社	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岐阜県	令和3年1月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成30年3月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 61.8%
A202000772	令和2年12月9日	令和3年1月15日	電気毛布	TKWKOHK3	サンコー株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、ヒーター線の固定に不備があったため、挟み込まれたヒーター線が互いに強い力で擦れ合っ てショートし、出火に至ったものと考えられる。	千葉県	令和2年12月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意 令和2年12月23日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 26.9%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000773	令和2年11月30日	令和3年1月15日	電気毛布	TKWKOHK3	サンコー株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、ヒーター線の固定に不備があったため、挟み込まれたヒーター線が互いに強い力で擦れ合っ てショートし、出火に至ったものと考えられる。	茨城県	令和3年1月15日に 消費者安全法の重 大事故等として公表 済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年12月1 日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し て嚴重注意 令和2年12月23日 からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率: 26.9%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000770	令和2年12月14日	令和3年1月14日	湯たんぽ	重傷1名	当該製品を使用して就寝中、左足に火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月8日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気あんか（管理番号：A202000711）

